

【逐条解説】新潟市区における総合的な行政運営の推進に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、区役所間並びに区役所及び部等の連携を円滑にすること並びに区内で区又は部等が行う事務事業に関し必要な調整を区長が行うことにより、区における総合的な行政運営及び地域が主体となったまちづくりの推進を図り、もって市民の福祉の増進、行政の効率的執行及び各区の特色を生かした区政運営の実現に資することを目的とする。

【解 説】

地域（区）における自治の深化に向けた検討の中で、区役所と市役所の連携強化に向けた施策として、区役所と市役所の事前協議の徹底や事務分担を調整する仕組みの構築が必要であるとされました。

これらの仕組みを具現化するとともに、区における総合的な行政運営を推進していくといった市の姿勢を明確にするためこの規程を制定しました。

市長の内部部局をはじめ、区における総合的な行政運営に関連する行政委員会や公営企業も対象としています。

（定義）

第2条 この規程において「部等」とは、新潟市事務分掌条例（平成18年新潟市条例第89号）第1条に規定する部等、会計課、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び水道局に置く部をいう。

2 この規程において「部長等」とは、部等（会計課及び教育委員会事務局を除く。）の長、市に置く理事及び参事（部等に置く参事を除く。）、担当部長、会計管理者及び教育次長をいう。

【解 説】

この規程に用いる用語の意義を規定しており、協力、要請、情報提供、協議等の実施主体を示しています。

(1) この規程にいう「部等」とは、区役所を除く市長の内部部局及び行政委員会（一部の行政委員会を除く。）を指しており、区役所と協議等を実施する相手方である、市役所のことを指しています。

(2) この規程にいう「部長等」とは、第1項に規定する「部等」の長を指し、このほか、会計課にあっては会計管理者、教育委員会事務局にあっては教育次長を指しています。

(区長の責務)

第3条 区長は、区における総合的な行政運営の推進を図るために必要な調整を行わなければならない。

2 区長は、区民の要望その他の地域に関する情報（以下「地域情報」という。）を収集し、区の行政に反映させるよう努めなければならない。

【解 説】

この規程における、区長の役割を規定しています。

- (1) 区における総合的な行政運営を推進するためには、区長は区役所の最高責任者として、様々な調整を行う必要があることから、区における総合的な行政運営の推進を図るために必要な調整を行うことを区長の義務として規定しています。
- (2) 区民からの意見、要望その他の地域に関する情報の収集と対応を区長の努力義務として規定しています。

(部長等の責務)

第4条 部長等は、区役所が所管する事務事業について、区長がその区の実情に応じて当該事務事業を実施することができるよう配慮しなければならない。

2 部長等は、部等が所管する事務事業について、区長の意見を十分反映させるよう努めなければならない。

【解 説】

この規程における、部長等の役割を規定しています。

- (1) 区長が区の実情に応じて事務事業を実施できるよう、本庁の部長等が区長へ配慮することを部長等の義務として規定しています。
- (2) 部等が実施する事務事業への区長意見の反映を部長等の努力義務として規定しています。

(協力)

第5条 区長及び部長等は、第1条の目的を達成するため、相互に連絡調整を緊密に行い、かつ、協力しなければならない。

【解 説】

区における総合的な行政運営を推進するため、区役所と本庁が相互に連絡調整を緊密に行うとともに、協力することを区長、部長等双方の義務として規定しています。

（部長等への要請）

第6条 区長は、その区内で部等が実施する事務事業について、当該事務事業を所管する部長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 部長等は、前項の規定による要請を受けた場合は、当該要請に十分留意し、速やかに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解 説】

ここでは、部等が事務事業を実施する際に、区長から部長等への必要な措置の要請について規定しています。

(1) 部等が区内で実施する事務事業について、部長等に対し必要な措置を要請することを区長の権利として規定しています。

なお、ここでの必要な措置とは、施策や事務事業の実施にかかる調整などが考えられます。

(2) 部長等がこの要請を受けた場合には、要請の趣旨に十分留意し、区長会議への出席など必要な措置をとることを部長等の努力義務として規定しています。

（地域情報の提供）

第7条 区長は、第3条第2項の規定により収集した地域情報を区役所間で共有する必要があると認める場合は、当該地域情報を他の区長に提供しなければならない。

2 区長は、前項の地域情報に部等が所管する事務事業に関する情報が含まれている場合は、当該地域情報を関係する部長等に提供しなければならない。

3 部長等は、部等が所管する事務事業の実施に際し地域情報を把握した場合は、当該地域情報を関係する区長に提供しなければならない。

【解 説】

ここでは、区民からの意見、要望その他の地域に関する情報（地域情報）を収集若しくは把握した場合における情報の共有について規定しています。

(1) 区長が収集した地域情報について、区役所間で共有が必要と認める場合は、他の区長に当該情報を提供することで情報の共有を図ることを区長の義務として規定しています。

(2) 区長が収集した地域情報について、部等が所管する事務事業に関連がある場合は、部長等に当該情報を提供することで情報の共有を図ることを区長の義務として規定しています。

(3) 部長等が把握した地域情報について、当該地域情報に関係のある区長への情報提供を部長等の義務として規定しています。

(協議等)

第8条 部長等は、部等が所管する事務事業で区に密接な関係があるものについて、計画を策定し、変更し、若しくは廃止し、予算措置を講じ、又は当該事務事業を実施する場合は、あらかじめ、関係する区長に対し、協議、意見聴取又は説明（以下「協議等」という。）を行わなければならない。

2 協議等は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 部等が所管する事務事業で区に密接な関係があるものに関する事項

(2) 公共施設の設置、変更又は廃止に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、区役所と密接な関係がある事項

3 区長は、必要があると認める場合は、その区内で部等が実施する事務事業について協議し、若しくは説明するよう部長等に求め、又は当該部長等に意見を述べることができる。

4 区長は、部等が実施する事務事業に密接な関係がある事務事業を実施する場合は、関係する部長等と協議等を行わなければならない。

5 区長は、第1項に規定する協議等を受けた場合、第3項に規定する協議若しくは説明を受けた場合又は前項の協議等を行った場合は、必要に応じ、その内容を他の区長に提供しなければならない。

【解説】

ここでは、区役所と本庁・行政委員会の協議等について規定しています。

(1) 区に密接な関係のある計画の策定・変更・廃止、予算措置、事務事業の実施にあたり、区長と協議等を行うことを部長等の義務として規定しています。

なお、協議・意見聴取・説明の別については、関係する区長等（複数の区が関係する場合は、区長会議等の議長を務める区長等）との協議により決定してください。

(2) 第1項の協議等は、区に密接な関係がある事務事業の実施、公共施設の設置・変更・廃止に関して行う必要があることを規定しています。

(3) 前2項に掲げるもののほか、区長の判断により、協議や説明を要請し、意見を述べるとを区長の権利として規定しています。

(4) 部等が実施する事務事業に密接な関係がある事務事業の実施にあたり、部長等と協議等を行うことを区長の義務として規定しています。

(5) この条に規定する協議等を行った場合における、他の区長への情報提供を区長の義務として規定しています。

（区長会議等の活用）

第 9 条 区長及び部長等は、第 6 条第 1 項の規定による要請，第 7 条各項の規定による提供，前条第 1 項又は第 4 項に規定する協議等若しくは同条第 3 項の規定による協議及び説明を行うに当たっては，区長会議（新潟市区長会議設置規程（平成 2 6 年新潟市訓令第 3 号）第 1 条の区長会議をいう。）その他区長，副区長又は区役所の課長を構成員とする会議を活用するよう努めなければならない。

【解 説】

この規程に規定する区役所と本庁の各種調整に，区長会議，副区長会議，課長グループ会議等を活用するよう規定しています。

区長会議，副区長会議，課長グループ会議の活用にあたっては，別に定める区長会議設置規程をはじめとする各種規程，要綱，運用指針により行ってください。

（その他）

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，別に定める。

【解 説】

この規程の施行に関し，運用面等の詳細については，別途通知等により定めることとしています。

附 則

この規程は，平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【解 説】

この規程の施行日を規定しています。